

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務
- 2 施 行 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター（埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地）
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から50日間
- 4 内 容 等 別添「仕様書等」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ないますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 本見積に参加できる資格要件は、水資源機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている業者であること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りませ。
②見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」と記載してください。
 - 2) 提 出 方 法 FAX、電子メール、持参又は郵送(書留郵便等、配達記録が残る方法による。)
(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 提 出 期 限 令和8年1月28日(水) 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛
FAX: 048-853-1787 電子メール nyukei_sougicenter@water.go.jp
 - 5) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年1月22日(木) 10:00まで
※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年1月29日 12時00分までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。
 - 4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務

特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構

総合技術センター

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める測量調査等業務共通仕様書（令和6年4月）（以下「共通仕様書」という。（<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/kiyun.html>））に優先して「河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

（主たる業務場所）

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

（調査対象施設）

利根川河口堰（千葉県香取郡東庄町新宿地内）

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- ・電磁波レーダ法による鉄筋探査 1式

第3節 履行期間

1. 履行期間は、休日等を見込み、契約締結の翌日から50日間とする。
なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。
2. 契約変更手続き期間等として20日を見込んでいるので、この期間を残して業務がおおむね完了するように努めるものとする。

第4節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第5節 主任技術者

1. 本業務の主任技術者は、下記に定める要件のいずれかを満たすもの、又は同等の能力と経験を有する技術者とする。
なお、主任技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限り、病気等特別な理由のためやむを得ず主任技術者を変更する場合は、監督員の承諾を得て、下記に定める要件のいずれかを満たすものを配置しなければならない。
 - (1) 技術士
 - ・総合技術監理部門：建設「鋼構造及びコンクリート」
 - ・建設部門：「鋼構造及びコンクリート」
 - (2) 土木学会認定土木技術者
 - ・特別上級土木技術者
 - ・上級及び1級土木技術者（コースA）：「鋼・コンクリート」
「設計」「メンテナンス」
 - ・上級及び1級土木技術者（コースB）：「鋼・コンクリート」

- (3) RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）
 - ・鋼構造及びコンクリート部門
- (4) 公益社団法人日本コンクリート工学会が認定したコンクリート診断士

第6節 提出書類

業務実績の登録については、業務実績情報サービス(TECRIS)、又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録するものとする（TECRIS 及び AGRIS の両方へ登録することも可）。

なお、AGRISに登録する場合は、共通仕様書第1章第11節第3項に換え、以下による。

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務等について、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づき、請負・変更・完了・訂正時に業務実績情報として業務実績データを作成し、監督員の確認を受けたうえ、請負時は契約後15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関(社団法人農業農村整備情報総合センター)に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務実績登録の受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第7節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。打合せは、原則として主任技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 成果物納入時

第8節 資料の貸与及び返却

- 1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 利根川河口堰管理図面集（一般図、構造図、配筋図）
 - (2) 利根川河口堰施設堰土木構造物に関する劣化損傷箇所調査結果図
 - (3) その他、監督員が必要と認めた資料
- 2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1. に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第9節 土地への立入り等

土地への立入り等については、共通仕様書第1章第17節に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

- 1. 受注者は、土地への立入りに当たっては、あらかじめ監督員の了解を得るものとする。
- 2. 受注者は、監督員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第10節 成果品の提出

10-1 電子納品

- 1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果

品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和6年3月：国土交通省）」（以下「要領」という。）（URL：http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】（令和6年3月：国土交通省）」（http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/）に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート（調査設計業務用）」を用いて監督員と協議するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

10-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出にあたっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。

なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載しているので、記入内容等については監督員から指示を受けること。

2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。

(1) 電子媒体（CD-R 又は DVD）

1 式（2 部）

第 11 節 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書第 1 章第 22 節から第 25 節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン（平成 27 年 11 月）」（独立行政法人水資源機構）による。

第 12 節 下請負

受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度監督員に提出しなければならない。

第 13 節 履行報告

受注者は、共通仕様書第 1 章第 35 節「履行報告」に基づき、業務履行報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

第 14 節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組に努めるものとする。

ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）
2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。
 3. ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第 15 節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用に関する試行対象業務である。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 1.7）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議の上決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事
5. 受注者は、監督員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 16 節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第 1 条にいう「設計図書」ではない。

第 17 節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、「吸引型壁面・天井走行ロボット」（以下、「壁上りロボット」という。）を用いて、電磁波レーダ法による河口堰門柱コンクリートの鉄筋探査を行うものである。
対象施設は、利根川水系の利根川河口堰とする。

第2節 業務内容

2-1 計画準備

受注者は、業務実施に先立ち、業務の目的を十分に把握した上で業務実施方針、業務工程及び実施体制等の業務計画書を策定するものとする。併せて、本業務に必要な資料を収集・整理するものとする。

2-2 現地調査

1. 河口堰門柱の上流面外壁と下流面外壁において、壁上りロボットを用いて電磁波レーダ法による鉄筋探査を行うものとする。調査方法は、「コンクリートの非破壊試験－鉄筋平面位置及びかぶり厚さの電磁波レーダ試験方法－」（NDIS-3435:2015）によるものとする。
2. 使用する壁上りロボットの機種は、「SPIRADER」（KEYTEC社製）を想定している。壁上りロボットは、受注者において購入またはリースにより準備するものとする。発注者が想定している機種以外の壁上りロボットを使用する場合には、使用に先立ち、その仕様や適用実績等が分かる資料を監督員に提出し、承諾を得るものとする。
3. 現地調査に際して、仮設足場の設置、ロープアクセス技士による高所作業、特殊作業車両及びUAVの使用、調査期間中の天端道路の交通規制は不可とすることを条件とする。
4. 受注者は、調査時に壁上りロボットが落下することがないように、操作に際しては安全対策に十分に配慮するものとする。特に、門柱外壁の上流面の調査時には、壁上りロボットの落下等が生じないように、また一般者が安全に通行できるよう十分配慮するものとする。
5. 調査に際して、河口堰門柱にある商用電源（200V電源）を使用できるものとする。商用電源を使用する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
6. 調査対象範囲は、利根川河口堰4号門柱外壁（上流面と下流面）の2面と11号門柱外壁（上流面と下流面）の2面、合計4面とする。監督員の指示により調査対象範囲の数量に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。
7. 鉄筋探査の走査線は、門柱1面あたり鉛直方向4本、堰軸方向8本とし、詳細については監督員と協議するものとする。
8. 現地調査の時間帯は、準備及び後片付けも含めて、8時30分から17時までとする。
なお、現地調査の実施日については、事前に監督員と協議するものとする。
9. 現地作業中に強風（10分間の平均風速の5m/s以上）となった場合は、現地調査を中止するものとする。現地調査を中止する場合には、監督員が指示するものとする。

2-3 データ整理

受注者は、現地調査で得られたデータの整理を行うものとする。

2-4 報告書作成

受注者は、本業務の成果を報告書にとりまとめるものとする。報告書には、以下のデータを含むものとする。

- (1) 鉄筋探査の走査線位置図

- (2) かぶり厚さ一覧表
- (3) 調査状況写真

—以 上—

数量総括表

業務名 河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務

総合技術センター

数量総括表

業務名	河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務				業種 項目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
直接調査費		式		1		
電磁波レーダ法による鉄筋探査		式		1		
計画準備		式		1		
現地調査（上流面）		面		2		
現地調査（下流面）		面		2		
データ解析（上流面）		面		2		
データ解析（下流面）		面		2		
報告書作成		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		式		1		

数量総括表

業務名	河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務				業種 項目	調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
間接調査費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費（率計上・宿泊無）		式		1		
直接調査費＋間接調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		
一般調査業務費		式		1		
消費税相当額		式		1		
調査業務費		式		1		

見 積 参 考 資 料

業務名 河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は業務内容等を充分考慮して、業務を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。また、「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人水資源機構
総合技術センター

【見積参考資料】河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務 概略工程表

作業内容	単位	数量	令和8年										概要		
			2月					3月							
計画準備	式	1	■												
現地調査 (電磁波レーダ法による鉄筋探査)	式	1		■	■										
データ整理	式	1				■	■	■	■						
報告書作成	式	1								■	■	■			
変更契約手続き期間	式	1								■	■	■			
打合せ等	式	1	●										●		

歩掛見積参考資料

業務名： 河口堰門柱コンクリート鉄筋探査業務

作業内容	数量	単位	主任 技術者	理事・ 技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
計画準備	1	式	0.00	0.00	0.50	1.00	0.00	1.20	0.00	
報告書作成	1	式	0.00	0.00	0.50	1.50	0.00	0.00	1.90	

作業内容	数量	単位	金額（円）	備考
現地調査（上流面）	1	面	50,000	
現地調査（下流面）	1	面	50,000	
データ整理（上流面）	1	面	50,000	
データ整理（下流面）	1	面	50,000	

※：金額には労務費、材料費、機械経費（機器利用料）等を含むものとする。

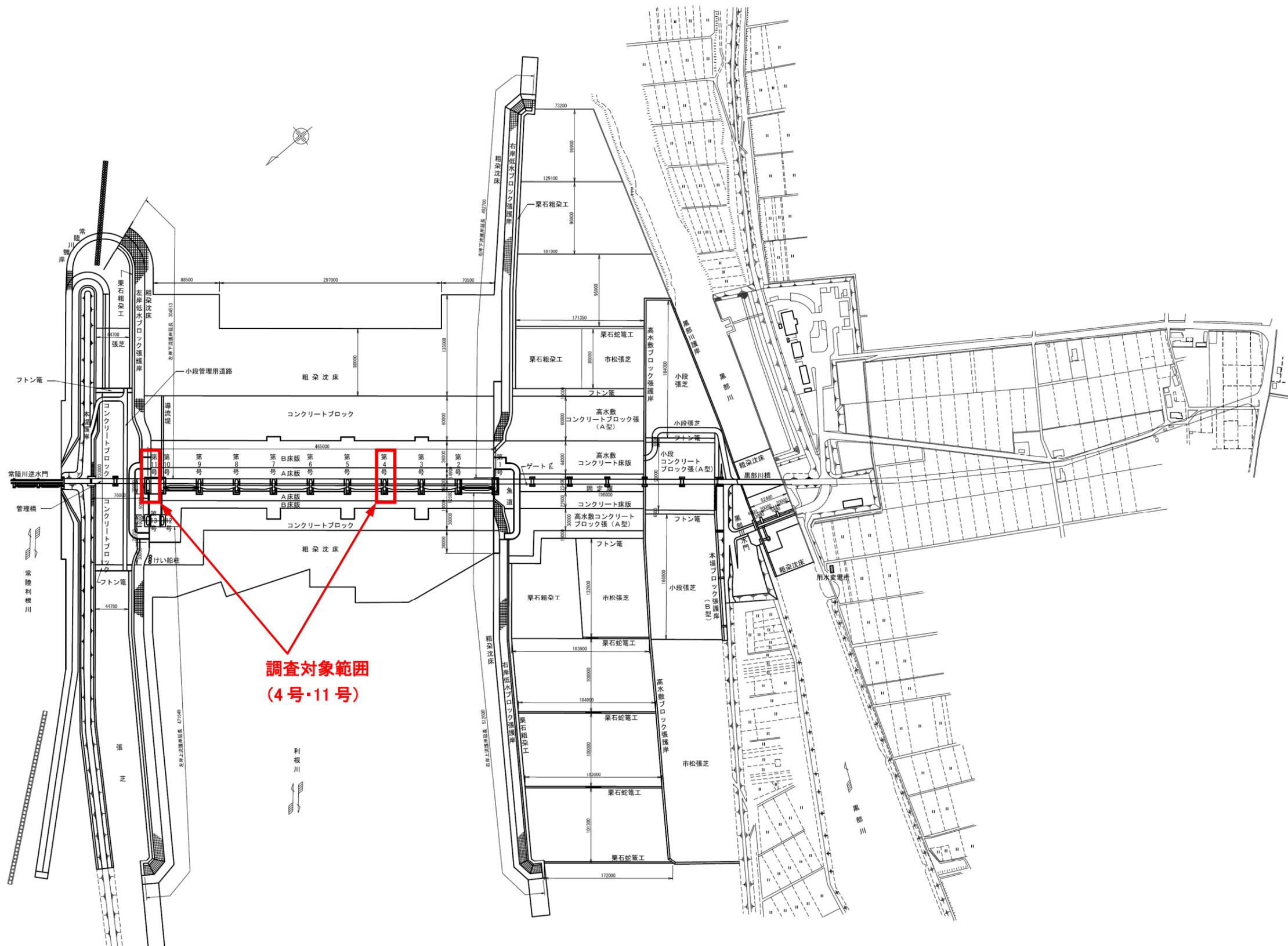


図-1 利根川河口堰施設平面図

参考図

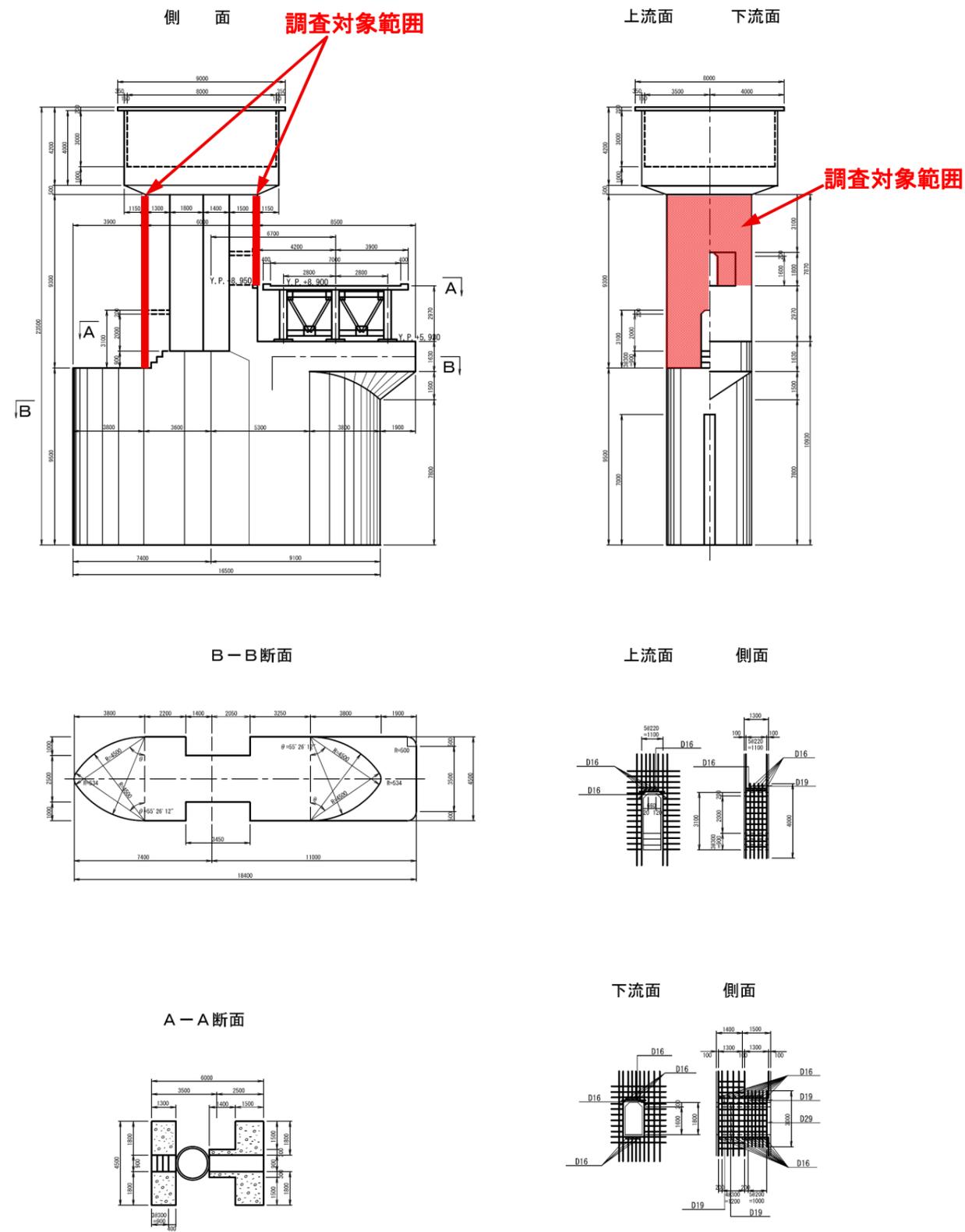


図-3 利根川河口堰（4号）構造図

参考図

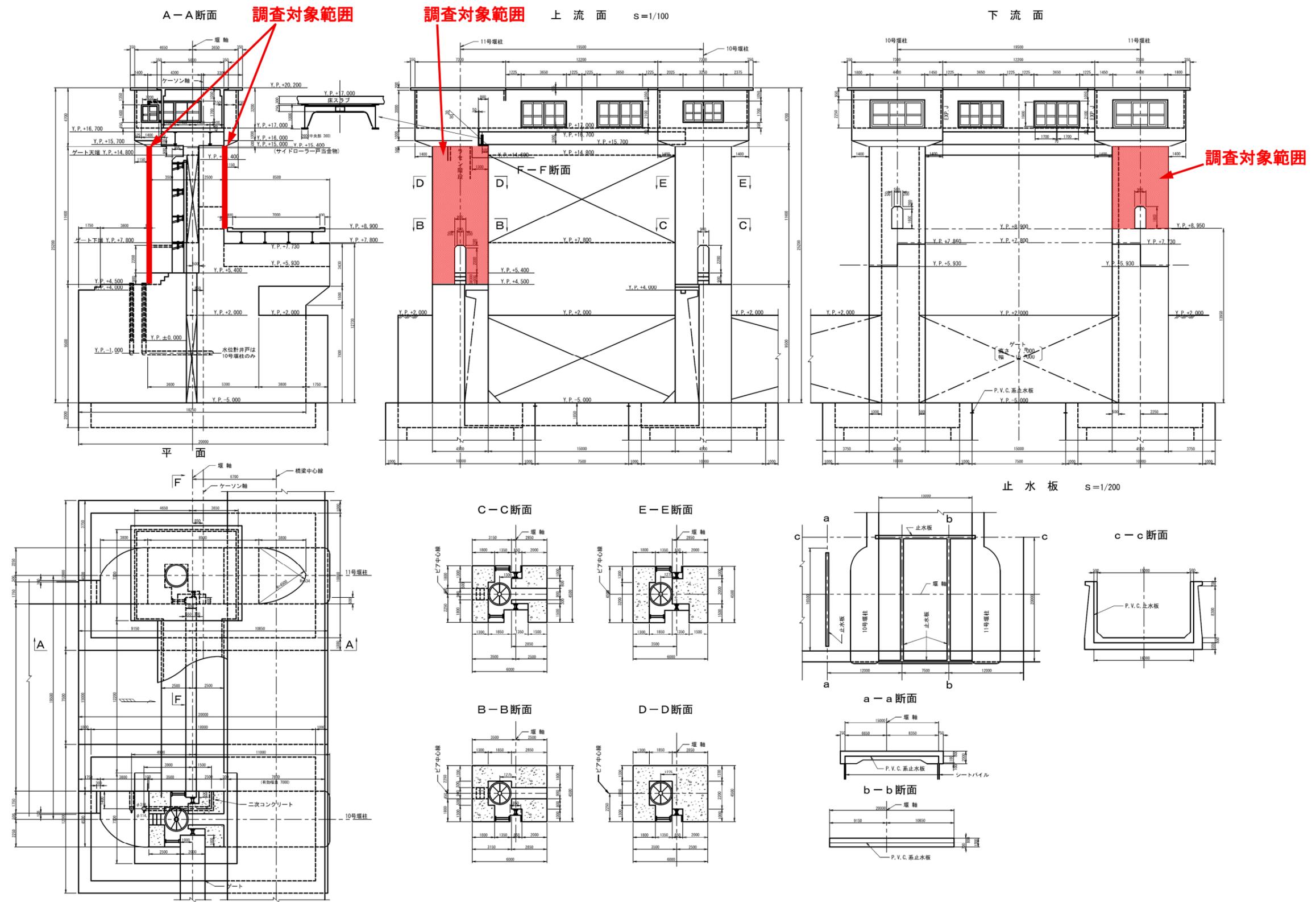


図-4 利根川河口堰（11号）堰柱構造図